

どの自治体でも実現可能な公会計改革の仕組みを提示！

実践例

にみる

公会計

実践例

にみる

公会計



公認会計士が指南する
仕組み作りと体制整備

和光市役所財政課
公認会計士 山本享兵

自治体の公会計関係者 必携！

「本書は山本さんが職員として事務に取り組み中で得た知見を踏まえた実務の書です。本書をご参照いただくことで、皆さん是和光市において実施した改革を自身のものとすることができます。」

和光市長 松本武洋 (刊行に際して)

第一法規

公認会計士が指南する
仕組み作りと体制整備

- 公会計事務と従来の財務会計・財産管理事務を統合し、公会計に対する全庁職員と議員の理解を得ることによって、公会計担当職員が財務書類を今後も継続して更新していく方法を指南。
- 公会計事務だけではなく財務事務全般の業務改善方法や自治体職員に必須な会計知識も紹介。

山本享兵 著

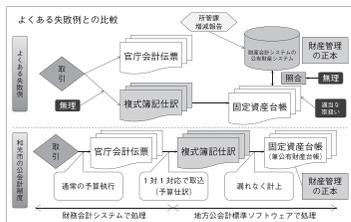
A5判・240頁 定価：本体2,400円+税

和光市の成功事例を紹介しながら、平成30年度以降必要となる、複式簿記の仕訳や固定資産台帳の更新といった実務について解説した上で、全庁を巻き込んだ体制整備のノウハウを示しています。

産台帳の正本化」という言葉を作って、発信してきました。

(2) 固定資産台帳の正本化を行わないなどのような状況になりがちなのか
 それは、固定資産台帳の正本化を行わず、固定資産台帳と公有財産台帳を二重で管理する場合、どのような状況になりがちなのか説明します。
 なお、この本を発行する段階では、おそらく、9割位の自治体が、以下の図表における「よくある失敗例」の方に陥っていると思います。
 もちろん、固定資産台帳と公有財産台帳を二重で管理したとしても、両方とも適切に更新する体制がとれているのであれば、固定資産台帳の正本化を行わなくても大丈夫ですが、大半の自治体では実務が破綻していると思います。

図表 27 固定資産台帳の正本化とありがちな会計制度との比較



既存の公有財産台帳システムを残している自治体では、公会計の固定資産台帳の更新とは別に、公有財産台帳の更新を各課からの報告に基づいて行っている

冊地権を備忘価額1円ですべて資産計上することにしました。

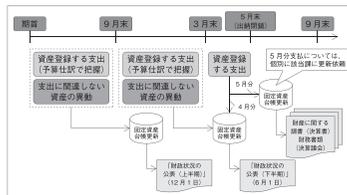
そうすることで、それぞれの公共施設のうち借地上にあるものについては、その事実を固定資産台帳で確認できるようになりました。

8. 固定資産台帳の更新実務

(1) 固定資産台帳更新の年間スケジュール

固定資産台帳の更新は、主に2回、それぞれ上半期（4月から9月）と下半期（10月から3月）の増減について行います。

図表 32 具体的な更新実務 ～年間スケジュール～



年に2回更新を行う理由は、地方自治法上作成が求められている「財政状況の公表」で財産の状況を報告するためです。和光市財政状況の公表に関する条例では、財産の現在高を6月1日及び12月1日に公表しなければならぬことになっているため、これに対応する必要があります。

この実務は、自治体ごとに条例の定め細部に違いがあるとしても、基本的

にはどの自治体でも必要なのです。

従来は、この公表のための基礎資料として公有財産台帳が活用されていましたが、公会計制度導入後は固定資産台帳が基礎資料になります。

逆に、このタイミングで固定資産台帳の更新を行っていないのに、財政状況の公表ができてしまう自治体は、公会計の固定資産台帳が財産に関する正味の基礎資料として活用されていない状況であることが分かります。

▶ 抜粋

(地方自治法抜粋)

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金のある高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

▶ 抜粋

(和光市財政状況の公表に関する条例抜粋)

第3条 公表の内容は、次に掲げる事項とし、6月1日に行う公表において前年10月1日から3月31日までの期間に係るものを、12月1日に行う公表において4月1日から9月30日までの期間に係るものを対象とする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

刊行に寄せて ～和光市に公認会計士を採用した理由と効果～ 和光市長 松本武洋

第1章 どうして公会計担当の自治体職員を志望したのか

1. どうして公会計担当の自治体職員を志望したのか
2. 新会計制度とは
3. 新会計制度に取り組む意義
4. 和光市について
5. 全国の自治体職員の誰しもが真似をできる仕組みと体制を作る

第2章 和光市入庁から「予算仕訳」の仕組みの構築まで

1. まずは職員の方々の信頼を獲得すること
2. トップダウンではなくボトムアップ
3. 予算仕訳の必要性
- コラム 予算仕訳というコトバを思いついた夜
4. 予算仕訳の導入プロセス
- コラム 予算仕訳のためのヒアリングは予算査定にも役立つ
5. 予算仕訳の具体的な内容
- コラム 建物附属設備をしっかりと計上することの大切さ
- コラム 繰延資産の計上について
6. 固定資産台帳に登録する予算科目
7. 予算仕訳によって資産管理のあり方がどのように変わるのか
- コラム 予算流用と予算仕訳
8. 支出に関連しない資産の増減の把握

第3章 職員・議員が簿記に興味を示した「付箋紙仕訳ゲーム」

1. 愛媛県砥部町が開発した「付箋紙仕訳ゲーム」との出会い
- コラム Facebookグループ「公会計をもっと身近に」
2. 付箋紙仕訳ゲームの基本ルール
3. 仕訳の演習
4. 付箋紙の貼り替え
5. 固定資産台帳登録演習
6. やはり肝は歳出を資産と費用に分けること
7. 職員向けの簿記教育
8. 議員向け研修会
9. 付箋紙仕訳ゲーム実施のすすめ
- コラム 資産情報を更新できないという永遠の悩みを公会計で解決

第4章 公共施設マネジメントに役立つ固定資産台帳の整備と正本化の取り組み

1. 固定資産台帳の整備をどのように進めたか
2. 固定資産台帳整備に向けた予備調査アンケートの実施
3. 固定資産台帳整備・運用方針の策定
4. 固定資産台帳の正確性・網羅性確保のための既存台帳の精査
5. 固定資産台帳の正本化の取り組み
- コラム IT全般統制とIT業務処理統制
6. 利活用しやすい固定資産台帳にするための工夫
- コラム 地方公会計標準ソフトウェアの活用機能について
7. その他の固定資産台帳整備時の留意事項
- コラム 会計方針について
8. 固定資産台帳の更新実務
- コラム 日々仕訳について
9. 財務書類の作成と固定資産台帳の公表
- コラム 資金収支仕訳について

第5章 公会計対応を機とした議会の決算審査資料の改革

1. 取り組みの背景
2. そもそも決算審査では何を審査するべきなのか
3. 決算審査事項別の審査方法
4. 決算審査資料の見直し
5. 監査委員監査用資料の見直し
6. 翌年度予算への反映の方法論
7. 財務書類の作成時期について

第6章 公会計以外の業務改善

1. 内部統制の専門性で業務改善を実施
2. 決裁事務の簡素化
3. 土地開発公社の見直し
4. 行政評価・実施計画策定と予算編成との役割分担の見直し
5. 予算編成方針の策定事務の廃止
6. 総合振興計画審議会委員としての外部評価制度の見直し
7. 指定管理者選定委員として財務分析手法を整理
8. 予算執行計画書の見直し
9. 市債管理基金の見直し
10. 財政調整基金の繰替運用の見直し
11. 財政関連のホームページのリニューアル
12. 公共施設に関する予算ヒアリングへの資産戦略課の参加

13. 財産規則の再整理
14. 財政課の日常業務の改善
- コラム 地方自治体を応援するメディア「HOLG」

第7章 財政の理解を深める管理職研修SIM2030の実施

1. SIM2030の開催の意図
2. SIM2030とはどのようなものなのか
3. ゲームを通じて財政状況のリアルを学んでほしかった
4. ゲームを通じて財政制度を学んでほしかった
5. ゲームを通じて将来のことを考えてほしかった
6. SIM2030のすすめ

第8章 知って得する会計リテラシーの紹介

1. 法人形態によって異なる決算書名
2. 決算書の入手の仕方
3. 営業損益や経常損益の位置づけ
4. 非営利法人の事業目的別の内訳情報
5. 公益法人会計の特定資産について
6. 資本構成分析
7. 危険な財務状態の兆しの察知の仕方
8. 基本的な財務分析指標
9. 財務分析の基本
10. 税法マメ知識
11. 誤解しやすい会計用語
12. 連結経営的な視点
13. 複式簿記的思考を持つ

第9章 今後の公会計の活用に向けた提言

1. 公会計情報はどのような場面で活用することができるか
2. 「公会計情報はどの役に立つのか？」という疑問の本当の背景
3. 公会計の取り組みに対する負担感をまずは下げる
4. 「作る」公会計にしっかりと取り組むことが公会計活用のポイント
5. 地方公会計の活用促進に関する研究会報告書について
6. 公会計の取り組みは100年の計
- コラム 独自の財政指標を考えてみる
7. 財務書類の各科目から課題を洗い出す
8. 管理会計の視点を持つ
9. 公会計の活用について模範を示し続けていきたい

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!

